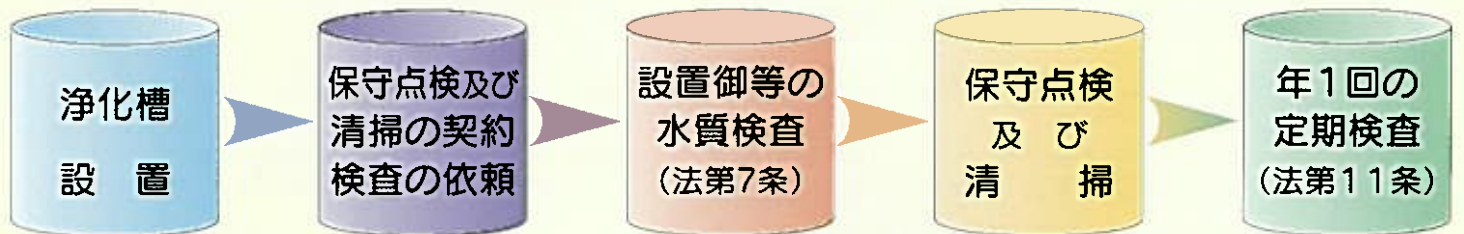


浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的の実施することが義務付けられています。

浄化槽設置者の3つの義務



大切な海や川を汚さないために、浄化槽の健康診断が必要です。
年に一度、必ず法定検査を受けましょう。

◆ 合併処理浄化槽を設置しましょう ◆

公共用水域の汚濁を防止するため、浄化槽法により、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽(し尿のみを処理)の新たな設置が禁止されています。

現在単独処理浄化槽を設置されている方は、合併処理浄化槽(し尿と生活雑排水を併せて処理)に設置替えするよう努めてください。

保守点検とは、

浄化槽は微生物によって汚水を処理しています。微生物が活発に活動出来るように浄化槽の点検、調整、修理を行う必要があります。

保守点検の内容として

- 汚泥の調整
 - 空気量の調整
 - 逆流洗浄
 - スカムの返送等
 - 消毒剤の補給
 - ブローアの点検
 - 放流水質のチェック
- 等の作業を行います。

清掃とは、

浄化槽にたまった微生物の死骸や汚泥の定期的な引き出し、調整及び機器類の洗浄等を行うことです。清掃は、「浄化槽清掃業」の許可を市町村長から受けた業者によって行われます。

清掃の回数

全ばつ気方式	分離接触ばつ気方式 嫌気ろ床接触ばつ気方式 その他の方式
おおむね6月ごとに1回以上	1年ごとに1回以上

単独処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	規模又は種類	期間
全ばつ気方式	①20人槽以下	3月ごとに1回以上
	②21人槽以上300人槽以下	2月ごとに1回以上
	③301人槽以上	1月ごとに1回以上
分離接触ばつ気方式	①20人槽以下	4月ごとに1回以上
分離ばつ気方式	②21人槽以上300人槽以下	3月ごとに1回以上
単純ばつ気方式	③301人槽以上	2月ごとに1回以上
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		6月ごとに1回以上

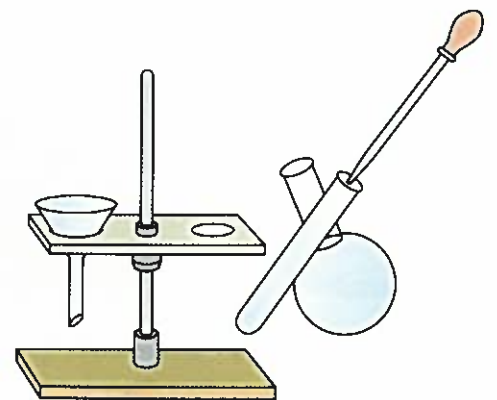
※BOD検査について

BODとは、水質汚濁の代表的な評価指数で、BOD検査は浄化槽が正常に機能し、水がきれいになっているかどうかを調べる検査のことです。水の汚れをバクテリアが食べて分解するのに必要な酸素量を5日間かけて測定します。

汚れの度合いが大きいほどBODは大きな数値となります。

合併処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	規模又は種類	期間
分離接触ばつ気方式 嫌気ろ床接触ばつ気方式 脱窒ろ床接触ばつ気方式	20人槽以下	4月ごとに1回以上
活性汚泥方式	21人槽以上50人槽以下	3月ごとに1回以上
接触ばつ気方式 回転板接触方式 散水ろ床方式	①砂ろ過設置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週ごとに1回以上
	②スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(①に掲げるものを除く)	2週ごとに1回以上
	③①及び②に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月ごとに1回以上



※駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、上記にかかわらず必要に応じて行うこととなっています。

◆ **きれいな海や川を守るために浄化槽の適正な管理に努めましょう** ◆

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を怠り、管理が不十分のまま放置すると浄化槽本来の機能が発揮できず、河川等の水質汚濁の原因となります。悪質な場合は浄化槽法に基づき罰則の適用を受けることがあります。

法定検査とは、

法定検査は、浄化槽の健康診断です。

浄化槽の設置者は、法律（浄化槽法）により、浄化槽が適正に設置されているか、また、保守点検や清掃が国の基準どおりに適正に実施されているかどうか検査を受けなければなりません。

法定検査には次の検査があります。

- ① **浄化槽を設置後3～8ヶ月の間に行う検査**
- ② **年に1回行う検査（定期検査）**

県知事の指定を受けた検査機関が、責任を持って行います。

検査項目について

	①設置後検査 (設置後3～8か月の間)	②定期検査 (年に1回)
外観検査	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 蚊、はえ等の発生状況	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 蚊、はえ等の発生状況
水質検査	水素イオン濃度 汚泥沈殿率 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 塩素イオン濃度 生物学的酸素要求量(BOD)	水素イオン濃度 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 生物学的酸素要求量(BOD)
書類検査	使用開始直前の保守点検の記録等を参考に、適正に設置されているか検査する。	保守点検と清掃の記録、前回検査の記録などを参考に保守点検、清掃が適正に実施されているか検査する。

検査後の措置

浄化槽の外観、水質及び書類について総合的に検査を行い、改善すべき事項があった場合には、対策について適切な助言を行います。

終了後は、「検査済証」を配布します。

検査結果は、「検査結果書」によりお知らせします。

検査結果で、「おおむね適正であるが一部改善することが望ましい」又は「不適切であり、改善を要すると認められる」と指摘された場合は、修理、清掃等適切な対策を講じてください。

法定検査の費用

処理対象人員(人)		5~10	11~20	21~50	51~100	101~300	301~500	501~
設置後検査	合併処理浄化槽	9,800	11,000	15,000	21,000	22,000	23,000	26,000
	単独処理浄化槽	3,200	3,800	4,400	9,000	11,000	14,000	15,000
定期検査	合併処理浄化槽	3,800	4,900	6,400	11,000	15,000	16,000	19,000

熊本県では、**社団法人熊本県浄化槽協会**が県知事指定検査機関として、法定検査を行っています。

◆ **浄化槽使用廃止の届出をお忘れなく** ◆

公共下水道の利用などにより浄化槽を使用されなくなった場合には、30日以内に保健所への届出（浄化槽使用廃止届）が必要です。詳しくは保健所にお尋ねください。

浄化槽は「生きもの」です。 正しく使いましょう。

浄化槽からのお願い

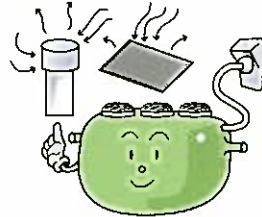
■使用上の注意事項

浄化槽は日常の管理も大切です。使用者は日常の使用にあたって、次のような点を注意してください。

- ①トイレの洗浄水は、十分な量を流す。



- ④浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



- ⑥消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



- ②便器の掃除には微生物に影響するような薬剤を使わない。



- ⑤マンホールの上に物を置かず蓋はいつもきちんと閉めておく



- ⑦台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



- ③トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



浄化槽についてのお問い合わせは、最寄りの機関へ

指定検査機関

社団法人
熊本県浄化槽協会 ☎096(284)3355 〒861-3107 上益城郡嘉島町上仲間227-86

熊本県保健所

有明保健所	☎0968(72)2184	〒861-0016	玉名市岩崎1004-1
山鹿保健所	☎0968(44)4121	〒861-0501	山鹿市山鹿465-2
菊池保健所	☎0968(25)4155	〒861-1331	菊池市隈府1272-10
阿蘇保健所	☎0967(32)0535	〒869-2301	阿蘇市内牧1204
御船保健所	☎096(282)0016	〒861-3206	上益城郡御船町辺田見400
宇城保健所	☎0964(32)1147	〒869-0532	宇城市松橋町久具400-1
八代保健所	☎0965(32)6121	〒866-0811	八代市西片町1660(県総合庁舎内)
水俣保健所	☎0966(63)4104	〒867-0061	水俣市八幡町2丁目2-13
人吉保健所	☎0966(22)3107	〒868-0056	人吉市寺町12-1
天草保健所	☎0969(23)0172	〒863-0013	天草市今釜新町3530
熊本県土木部 下水環境課	☎096(333)2529	〒862-8570	熊本市水前寺6丁目18-1